

# 申告の手引き

## 令和7年度市民税・県民税

本市の税務行政につきましては、日頃よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
市民税・県民税は、様々な行政サービスを提供するための財源として、広く市民の皆様にご負担いただく大切な税金です。この「申告の手引き」をご覧のうえ、「市民税・県民税申告書」に必要事項を記入して、ご提出ください。

### 市民税・県民税の申告が必要か確認

税務署に所得税の確定申告書を提出される方は、市民税・県民税の申告は不要です！

令和7年1月1日の居住地は  
鹿児島市である

鹿児島市での申告は不要(令和7年1月1日現在の居住地である市区町村にご確認ください)

はい

令和6年中(1月1日～12月31日)に収入があった

いいえ

はい

市内に住む親族から  
扶養されている ※1

収入は給与又は公的年金のみ※2

営業・農業・不動産・個人  
年金・生命保険の一時金  
などの収入がある

いいえ

はい

はい

いいえ

はい

いいえ

はい

市民税・県民税の申告は不要

市民税・県民税の申告が必要

- ※1 鹿児島市内に住む親族の確定申告書、市民税・県民税申告書、給与又は公的年金等の源泉徴収票で税金上の扶養となっている方に限ります。(ただし、一部福祉サービスを受ける場合などに申告が必要となることがあります。)
- ※2 給与について勤務先から鹿児島市に給与支払報告書が提出されていない場合や、年金受給者で遺族年金、障害年金のみを受給されている方は、申告が必要です。
- ※3 公的年金(遺族年金、障害年金を除く)のみを受給している65歳以上(昭和35年1月1日以前生まれ)で支給合計額が年額151万5千円以下の方は、申告は不要です。

この「申告の手引き」を  
ご覧のうえ、  
申告してください。  
書き方は、2面と3面を  
ご覧ください。

郵送での申告に  
ご協力ください。  
必要書類も必ず  
同封してください。

### 市民税・県民税の申告方法

- 郵送で申告をされる方は、申告書に必要事項(住所・氏名・電話番号・個人番号等)を記入し、必要書類(下の表でご確認ください。)を同封のうえご郵送ください。(送付先:〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 鹿児島市役所 市民税課)  
※市販の封筒又は同封の申告書提出用封筒をご利用ください。(※お手数ですが、切手を貼ってご郵送ください。)  
※必要書類は申告書に貼らずに同封してください。  
※必要書類や受付書(申告書上部)の返送を希望される方は、その旨をメモ等に記載し、返信用封筒(切手を貼り、返送先の住所、氏名をご記入ください。)を同封のうえ、ご郵送ください。(返信用封筒がない場合、返送できません。申告書が届いているか不安な方は、特定記録郵便などをご利用ください。)
- 申告相談会場で申告をされる方は、申告書に必要事項(住所・氏名・電話番号・個人番号等)を記入し、必要書類(下の表でご確認ください。)をお持ちのうえ、ご都合のよい会場にお越しください。(この手引きの4面に記載してある、「申告相談会場のご案内」をご覧ください。)  
※申告相談会場は大変混み合い、お待ちいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 市民税・県民税の申告に必要なもの

- 市民税・県民税申告書
- 必要書類(下の表でご確認ください。 ※ 必要書類が不足していると、申告した控除を受けられない場合があります。)

対象者	必要書類(令和6年中の収入や支払いがわかる書類) ※コピー可
給与収入、公的年金等の収入がある方	源泉徴収票、給与明細書、事業主の支払証明書など
事業収入及びその他の収入がある方	収入金額や必要経費がわかる書類(帳簿類、固定資産税納税通知書及び課税明細書など)
医療費控除を受ける方又はセルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受ける方	医療費控除の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書 (そのほか必要な書類については同封の「明細書の記載要領」(明細書の裏面)をご覧ください。) ※令和6年1月1日～12月31日に支払ったものが対象
社会保険料控除を受ける方 ※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料などの支払いがある方	申告者本人が口座振替や納付書によりその保険料を支払った場合には、その領収書など支払いがわかるもの ※公的年金からの天引き分は、年金の源泉徴収票に記載されているため提出の必要はありません。 ※国民年金保険料、国民年金基金の支払いがある方は、控除証明書又は領収書
小規模企業共済等掛金控除を受ける方	掛金の証明書
生命保険料控除、地震保険料控除を受ける方	支払保険料の証明書(控除証明書)
寄附金税額控除を受ける方	寄附先団体等から交付された寄附金受領証明書など
障害者控除を受ける方	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書など
勤労学生控除を受ける方	学生証・在学証明書など

※申告書に記入いただく申告者本人のマイナンバー(個人番号)については、なりすまし防止のため、番号確認書類(マイナンバーカード等)と身元確認書類(マイナンバーカードや運転免許証等)の提示が必要  
※障害者控除対象者認定書に関する問い合わせ先:長寿支援課(099-216-1267)





※該当する収入及び所得金額を、該当欄にご記入ください。

6 営業・不動産所得の収支内訳書 (令和6年 月 日 ~ 月 日)

Table with columns for '所得の種類' (Type of Income), '金額' (Amount), and '科目' (Item). It lists various income and expense items like '売上金額' (Sales Amount), '仕入金額' (Purchase Amount), and '必要経費' (Necessary Expenses).

①営業等 ②農業 ③不動産

収入金額 - 必要経費 = 所得金額

※「6 営業・不動産所得の収支内訳書」にも記入(農業は専用の計算書に記入)

※減価償却費がある方は、「7 減価償却費の計算」にも記入

④利子 収入金額 = 利子の所得金額

⑤配当 収入金額 - 株式等の取得に要した負債の利子 = 配当の所得金額

※「9 配当所得に関する事項」にも内訳を記入

⑥給与 源泉徴収票がない方は、「8 給与と収入の内訳」にも記入し、その合計額を「1 収入金額等」の「⑥給与」に記入

⑦雑(公的年金等)

年金の源泉徴収票(下の見本を参照)の「支払金額」を

「1 収入金額等」の「雑(⑦公的年金等)」に記入

※年金の源泉徴収票が2枚以上ある方は、その合計額を記入

見本: 源泉徴収票のイメージ。表には「支払金額」欄があり、50,000円が記入されている。

※「2 所得金額」の「雑(⑦公的年金等)」は、下記の表1より算出できます。

⑧雑(業務)・⑨雑(その他)

公的年金等以外(個人年金を含む)の雑所得については、収入、経費等を

「10 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」にも内訳を記入

※下の式で算出した所得金額を、下記の所得の種類別の表を参考に

「2 所得金額」の「雑(⑧業務)・⑨(その他)」に記入

収入金額 - 必要経費 = 所得金額

⑩総合譲渡・一時

「11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」にも内訳を記入

■寄附金に関する事項

「14 寄附金に関する事項」に寄附先と金額を記入

※寄附した団体から交付を受けた寄附金受領証明書(写し)を添付

※控除対象となる寄附金は条例で指定しています。

詳しくは、本市HPをご参照ください。

■所得金額調整控除に関する事項

給与収入等が850万円を超える方で一定の要件を満たす方は所得金額調整

控除を受けられます。詳しくは市民税課までご連絡ください。

7 減価償却費の計算

Table for calculating depreciation fees with columns for '取得年月' (Acquisition Year/Month), '取得価額' (Acquisition Price), '耐用年数' (Useful Life), '償却率' (Depreciation Rate), and '減価償却費' (Depreciation Fee).

8 給与と収入の内訳

Table for recording salary and income details with columns for '月' (Month), '日' (Day), '金額' (Amount), and '収入の内訳' (Income Breakdown).

9 配当所得に関する事項

Table for recording dividend income with columns for '配当所得の種類' (Type of Dividend Income), '支払確定年月' (Payment Determination Year/Month), '収入金額' (Income Amount), and '必要経費' (Necessary Expenses).

10 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

Table for recording miscellaneous income (excluding public pensions) with columns for '種目' (Category), '収入金額' (Income Amount), and '必要経費' (Necessary Expenses).

11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

Table for recording total transfer and one-time income with columns for 'A 収入金額' (Income Amount), 'B 必要経費' (Necessary Expenses), 'C 譲渡引当金(A-B)' (Transfer Allowance), 'D 特別控除額' (Special Allowance), and 'E 所得金額(C-D)' (Income Amount).

12 事業専従者に関する事項

Table for recording business family members with columns for '氏名' (Name), '性別' (Gender), '生年月日' (Date of Birth), '個人番号' (Personal Number), and '専従者給与(控除額)' (Family Member Salary (Tax Allowance)).

13 別居の扶養親族等に関する事項

Table for recording non-cohabiting dependents with columns for '氏名' (Name), '個人番号' (Personal Number), '住所' (Residence), and '扶養親族の種別' (Type of Dependent).

14 寄附金に関する事項

Table for recording donations with columns for '寄附先' (Recipient), '寄附金' (Donation Amount), and '控除額' (Tax Allowance).

15 鹿児島市内に事業所・家庭数を有する方

Table for recording business locations and households in Kagoshima City with columns for '事業所(家数等)' (Business Location (Number of Homes, etc.)) and '所在地(住所)' (Address (Residence)).

17 所得金額調整控除に関する事項

Table for recording income adjustment allowances with columns for '氏名' (Name), '個人番号' (Personal Number), '生年月日' (Date of Birth), and '所得金額' (Income Amount).

18 申出書 (令和6年1月~12月に収入のなかった方)

4 ●収入のなかった方など
収入のなかった方や、預貯金・遺族年金・障害年金・雇用保険(失業保険)などで生活していた方も、非課税証明書などの発行や国民健康保険税などの算定資料にもなりますので、「18 申出書」に、該当する内容を記入ください。

所得の種類

Table mapping '所得の種類' (Type of Income) to '収入(所得)の内容' (Content of Income) and '必要経費等' (Necessary Expenses, etc.). Categories include '事業' (Business), '不動産' (Real Estate), '利子' (Interest), '配当' (Dividends), '給与' (Salary), '公的年金等' (Public Pensions), '雑' (Miscellaneous), and '総合譲渡' (Total Transfer).

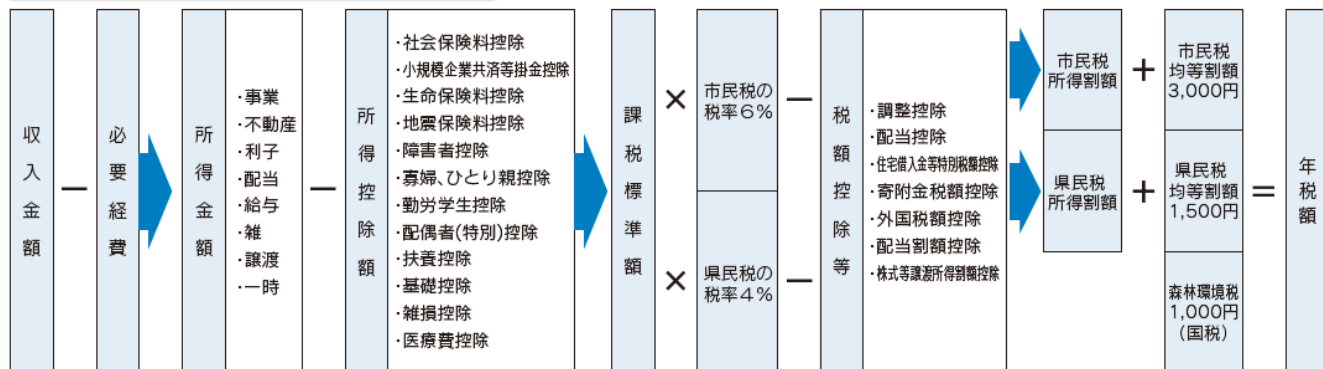
所得金額計算表

表1 (公的年金等所得の計算表)
Table showing the calculation of income tax for public pensions based on age and income level. Columns include '受給者の年齢' (Age of Recipient), '収入金額(A)' (Income Amount A), and '所得金額' (Income Amount).

表2 (給与と所得の計算表)
Table showing the calculation of income tax for salaries and other income. Columns include '収入金額(A)' (Income Amount A), '所得金額' (Income Amount), and '控除額' (Tax Allowance).

## 市民税・県民税の計算方法

※令和6年度から、森林の整備及びその促進に関する施策の財源として、森林環境税(国税)が創設され、個人市民税・県民税均等割とあわせて徴収されています。  
※分離課税所得がある方は、計算方法が異なります。



## 申告相談会場のご案内

受付期間 2月17日(月)～3月17日(月)

※土曜日、日曜日及び休日を除く

受付時間 9:00～17:00

会場	電話番号
鹿児島市役所(本館2階講堂)	099-216-1174 099-216-1175
谷山税務課(4階大会議室)	099-269-8421
伊敷税務課(3階大会議室)	099-229-9736
吉野税務課(2階会議室)	099-244-7392
吉田税務課(税務課窓口)	099-294-1213
桜島税務課(税務課窓口)	099-293-2348
東桜島税務係(税務係窓口)	099-221-2112
喜入税務課(2階第1会議室)	099-345-3759
松元税務課(税務課前会議室)	099-278-5416
郡山税務課(3階会議室)	099-298-2115

## 鹿児島市ホームページもご覧ください

☞市民税・県民税の申告(令和7年度分)について

[https://www.city.kagoshima.lg.jp/soumu/zeimu/shiminzei/4\\_shiminzeikenminzeishinkoku.html](https://www.city.kagoshima.lg.jp/soumu/zeimu/shiminzei/4_shiminzeikenminzeishinkoku.html)



☞申告書の主な記入例

・収入が給与のみの場合

[https://www.city.kagoshima.lg.jp/soumu/zeimu/shiminzei/documents/shinkokushokisairei\\_r7\\_kyuyoshunyuu.pdf](https://www.city.kagoshima.lg.jp/soumu/zeimu/shiminzei/documents/shinkokushokisairei_r7_kyuyoshunyuu.pdf)



・収入が公的年金(遺族年金、障害年金を除く)のみの場合

[https://www.city.kagoshima.lg.jp/soumu/zeimu/shiminzei/documents/shinkokushokisairei\\_r7\\_nenkinshunyuu.pdf](https://www.city.kagoshima.lg.jp/soumu/zeimu/shiminzei/documents/shinkokushokisairei_r7_nenkinshunyuu.pdf)



・収入がなかった場合

[https://www.city.kagoshima.lg.jp/soumu/zeimu/shiminzei/documents/shinkokushokisairei\\_r7\\_shunyunashi.pdf](https://www.city.kagoshima.lg.jp/soumu/zeimu/shiminzei/documents/shinkokushokisairei_r7_shunyunashi.pdf)



◆駐車場には限りがあるため、公共交通機関をご利用ください。

◆各会場では、所得税の確定申告作成は行っていません。

◆作成の完了した確定申告書の受け取りは、各会場で行いますが、確定申告書の作成は、税務署が設置する相談会場等をご利用ください。

郵送での申告にご協力ください。  
郵送分は受付期間前でも受け付けます。



## 税務署への所得税(確定)申告が必要な方

所得税申告についてのお問い合わせ先は、鹿児島税務署(099-255-8111)  
受付会場は、確定申告会場(鴨池新町7番4号 ※県庁前 県市町村自治会館4階)

令和6年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得について、下記に該当する方は原則として税務署への確定申告が必要です。

- (1) 商売や事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を売った方などで、所得の合計額が扶養控除などの所得控除の合計額を超える方
- (2) 給与収入が2,000万円を超える方
- (3) 給与所得のほかに、家賃、原稿料などの所得の金額の合計額が20万円を超える方
- (4) 2か所以上から給与を受けている方で、年末調整を受けていない給与収入と、給与所得及び退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方
- (5) 公的年金等の収入金額が400万円を超える方、もしくは公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える方

スマホでe-Tax!  
マイナンバーでさらに簡単・便利に!

※マイナンバーカードを利用した申告を行う場合、マイナンバーカード及び2種類のパスワード(利用者証明用電子証明書用(4桁)と署名用電子証明書用(6桁以上)の2種類)が必要です。



確定申告



e-Taxでの申告はマイナポータル連携のご利用が便利です。